

NAKAICHI

—自治会をもっと身近に—



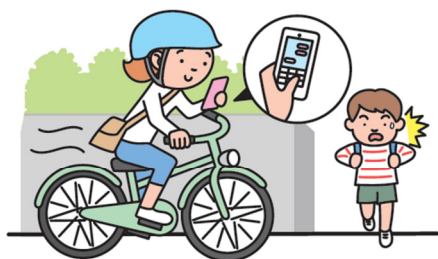
自転車は車のなかま

自転車は、道路交通法では軽車両に位置付けられており、「車のなかま」です。道路を通行するときは、「車」として、交通ルールを遵守するとともに交通マナーを実践するなど安全運転を心掛けましょう。

道路交通法が改正され、令和6年11月から自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」（「ながらスマホ」）の罰則が強化され、また、「自転車の酒気帯び運転」が新たに罰則の対象とされました。自転車による事故から自分自身や周囲の人を守るために、改めて自転車の運転に関するルールを確認しておきましょう。



運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反復して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など



酒気帯び運転および帮助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

2025年6月26日発行
発行：中岩田1区自治会
会員世帯数：255

vol.37

Contents

自治会 活動報告

- 盆踊り大会協議
- 青色防犯パトロール
- 三役定例会議協議事項

岩田校区 行事報告

〔老人連合会〕

6/15(日)

芸能祭が開催されました

〈お知らせ〉

1丁目の皆さまへ

中郷中公園 清掃活動

【実施日】

8月10日(日)

8:00～

※1時間程度

【場所】

中郷中公園

※詳細は回覧チラシで

自転車でのスクランブル交差点の通行方法

スクランブル交差点で自転車は、歩行者、車両どちらの信号に従う？

近年、岩田校区内にスクランブル交差点が増えました。私達にとって身近な乗り物である自転車は、どの信号に従うのが正解なのか岩田交番で聞いてきました。



■ 自転車は軽車両→車道通行(左側)が原則！

車道を通行する場合は車両用信号に従いましょう！

交通ルールでは自転車は車道通行が原則ですが、日本の車道は幅が狭い上、大型車両が多く走っています。交差点を通行する時は不要な事故に巻き込まれない為にも、降車して横断歩道を渡りましょう！

例外① 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識があるときは歩道通行 OK。

例外② 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者が運転しているときは歩道通行 OK。

例外③ 普通自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるときは歩道通行 OK。

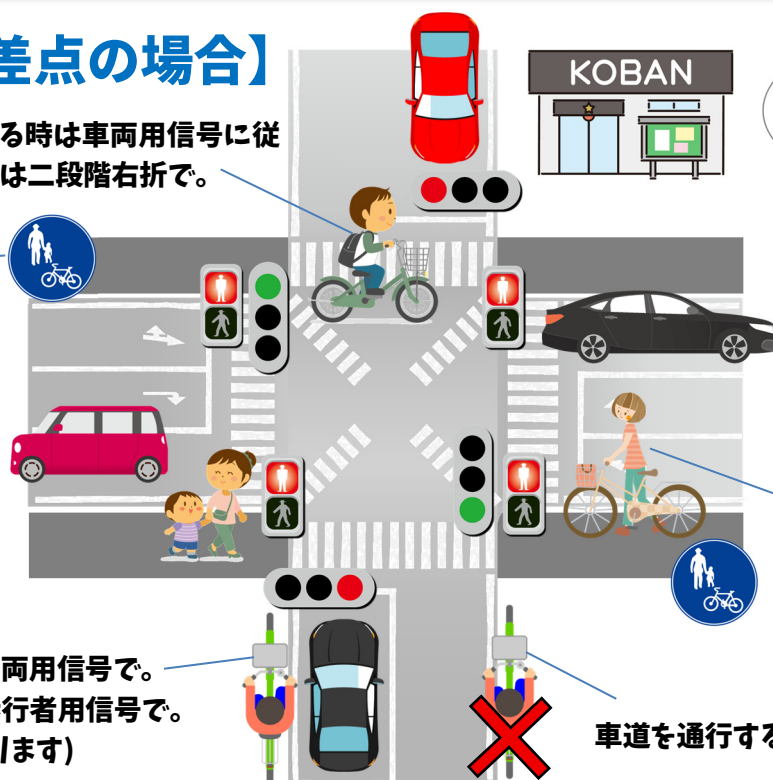
【岩田交番交差点の場合】

車道(左側)を通行している時は車両用信号に従います。右折したい場合は二段階右折で。

この標識のある歩道は普通自転車での通行が可能です。

標識が無い歩道でも13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者は通行可能です。

車道を通行する場合は車両用信号で。
横断歩道を渡る場合は歩行者用信号で。
(横断歩道は降車して渡ります)



忘れないで！
歩道を通行する時は、
歩行者が優先だに。



歩道を通行している時は歩行者用信号に従い横断歩道を渡ります。
(横断歩道は降車して渡ります)

車道を通行する時は、車と同じ左側通行で。

■ 青色防犯パトロール

実施日／6月7日(土) 担当/白谷・鈴木勉

①昼の部 15:00~16:00

校区内公園、朝倉川堤防などをパトロールしました。

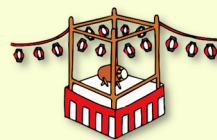
②夜の部 19:00~20:00

校区内公園、河川沿い道路、住宅街などをパトロールしました。



■ 盆踊り大会 協議

実施日／6月1日(日)



■ 三役定例会議 協議事項

実施日／6月26日(木)

- ・防犯灯の新設について
- ・中郷中公園清掃活動について
- ・盆踊り大会について etc.